

埼玉県立げんきプラザ利用受付要項

令和5年7月1日

(趣旨)

第1条 埼玉県立げんきプラザの利用受付については、埼玉県立げんきプラザ管理規則に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(県内の学校利用受付)

第2条 県内の幼稚園、認定こども園、保育園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等（以下、「学校」という。）の教育課程に基づく学校利用の次年度の申込（宿泊利用・日帰り利用）については、第1回10月10日から10月20日、第2回11月10日以降に受け付ける。ただし、部活動利用は県外の学校利用受付と同時開始とし、宿泊利用を受け付ける。部活動の日帰り利用は一般団体扱いとする。

(県内の学校利用決定通知)

第3条 県内の学校の教育課程に基づく利用決定について、第1回受付は11月9日までに通知する。第2回受付は11月10日以降に行い、予約状況を確認後、速やかに通知する。

(県外の学校利用受付)

第4条 県外の学校利用の次年度の申込（宿泊利用・日帰り利用）については、11月10日以降に受け付ける。ただし、部活動利用は一般団体扱いとする。

(県外の学校利用決定通知)

第5条 県外の学校の利用決定は、予約状況を確認後、速やかに通知する。

(一般団体の宿泊利用受付)

第6条 大学、青少年教育団体、社会教育団体、企業でげんきプラザの利用条件を満たす一般団体（以下、「一般団体」という。）の次年度の申込（宿泊利用）については、第1回1月10日から1月16日、第2回2月6日以降に受け付ける。ただし、第1回受付は、FAX又は電子メールで受け付ける。

(一般団体の宿泊利用決定通知)

第7条 一般団体の利用決定について、第1回受付は1月30日までに通知する。第2回受付は2月6日以降に行い、予約状況を確認後、速やかに通知する。

(予約可能回数)

第8条 利用団体がグラウンド・体育館等、体育施設を伴う宿泊利用申込は、原則月1回・合計3回まで受け付ける。ただし、受け付けた日程が終了し次第、次の申込を受け付けることができる。

(一般団体の日帰り利用受付)

第9条 一般団体の日帰り利用の申込については、利用日が属する月の前月1日から受け付ける。

(一般団体の日帰り利用決定通知)

第10条 一般団体の日帰り利用決定は、予約状況を確認後、速やかに通知する。

附則

- 1 この要項は、平成27年10月 1日から施行する。
- 2 この要項は、平成30年10月 1日から施行する。
- 3 この要項は、令和 2年10月 1日から施行する。
- 4 この要項は、令和 3年10月10日から施行する。
- 5 この要項は、令和 4年10月10日から施行する。
- 6 この要項は、令和 5年10月10日から施行する。

【日程・内容等一覧】

日 程	対 象	利用形態	方法	内 容
10月10日 ～10月20日	県内学校	宿泊・ 日帰り	調整・ 抽選	次年度の利用受付第1回受付 ※申込は、郵送、FAX 又は電子メール
10月21日 ～11月9日	調整・抽選期間			
11月9日 まで	県内学校	宿泊・ 日帰り		次年度の利用受付第1回決定通知
11月10日～	県内学校	宿泊・ 日帰り	申込順	次年度の利用受付第2回受付 (決定は、予約状況確認後速やかに通知) (電話受付時間 9:30～17:00)
11月10日～	県内部活動	宿泊	申込順	次年度の利用受付 (決定は、予約状況確認後速やかに通知) (電話受付時間 9:30～17:00)
11月10日～	県外学校	宿泊・ 日帰り	申込順	次年度の利用受付 (決定は、予約状況確認後速やかに通知) (電話受付時間 9:30～17:00)
1月10日 ～1月16日	一般団体 県外部活動	宿泊	調整・ 抽選	次年度の利用受付第1回受付(4～3月) ※申込は、FAX 又は電子メール
1月17日 ～1月30日	調整・抽選期間			
1月30日まで	一般団体 県外部活動	宿泊		次年度の利用受付第1回決定通知
2月6日～	一般団体 県外部活動	宿泊	申込順	次年度の利用受付第2回受付 (決定は、予約状況確認後速やかに通知) (電話受付時間 9:30～17:00)
3月1日～	一般団体 部活動	日帰り	申込順	4月の利用受付 (決定は、予約状況確認後速やかに通知) (電話受付時間 9:30～17:00)
4月1日～	一般団体 部活動	日帰り	申込順	5月の利用受付 (決定は、予約状況確認後速やかに通知) (電話受付時間 9:30～17:00)

5月1日～	一般団体 部活動	日帰り	申込順	6月の利用受付 (決定は、予約状況確認後速やかに通知) (電話受付時間 9:30～17:00) ※以後、一般団体の日帰り利用は、同様に前月の1日から受け付ける。
-------	-------------	-----	-----	---

※県内学校・一般団体の調整・抽選期間中は、次年度分についての利用申込をすることができない。

【参考】

埼玉県立げんきプラザ管理規則

(利用等の許可手続)

第三条 条例第七条第一項の規定による利用の許可を受けようとするもののうち、げんきプラザの利用施設を宿泊して利用しようとするものは、利用を開始しようとする日の属する月の三月前の月の初日から七日前までの間に、様式第一号の宿泊利用許可申請書に所長又は指定管理者が別に定める様式による活動計画書を添えて所長又は指定管理者に提出し、所長又は指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、様式第二号の宿泊利用許可書を交付して行うものとする。

3 条例第七条第一項の規定による利用の許可を受けようとするもののうち、げんきプラザの利用施設を宿泊しないで利用しようとするものは、利用を開始しようとする日の属する月の一月前の月の初日から三日前までの間に、様式第一号の利用許可申請書を所長又は指定管理者に提出し、所長又は指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 前項の許可は、様式第二号の利用許可書を交付して行うものとする。

5 所長又は指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、第一項又は第三項の期限を変更することができる。